

盛岡市立中野小学校 学校いじめ防止基本方針

2022. 4. 1

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生じさせるものであり、どの児童にも、学校の内外を問わず起こりうることを踏まえ、教職員及び家庭や地域、関係者は、一体となっていじめの防止に対して取り組み、児童が安心して生活していけるようにしていかなければならない。

そのためには、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取組をしていく。また、児童の変化に気づく力を高めていくとともに、早い段階から積極的かつ的確に関わりをもつようにしていく。

なお、いじめを確認した場合には、組織的に対応できるように校内の組織の他に関係機関との連携を図る体制を整える。

2 いじめ防止等の対策に関する取組

(1) いじめ未然防止のための取組

<学校の取組>

○道徳教育や人権教育の充実

- ・規範意識を高め、生活や行動をふり返る道徳や学級指導
- ・正しい言葉づかいや心を込めたあいさつの指導

○友人関係、集団作り、自己有用感、居場所づくり

- ・行事、体験活動といじめ未然防止の関わりの明確化
(一年生を迎える会、運動会、林間学校、修学旅行、学習発表会、6年生を送る会、児童集会、対外活動、たてわり班清掃、たてわり班活動等)

○わかる授業づくり

- ・学習規律の確立
- ・望ましい学習習慣の確立
- ・児童が主体的に活動する場の設定

○いじめ防止に関する認識の共通理解、組織としての対応

- ・いじめ防止のための研修会の実施
- ・いじめ防止対策委員会の実施(職員会議を兼ねる。)
- ・各取組についての有効性の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し

<家庭・地域との連携>

○校報、保護者会や地区懇談会等での学校の取組の説明

○学校評価による情報収集、意見の集約(学校評価にこの項目を入れる。)

○アンケートによる情報収集

(2) いじめ早期発見のための取組

- 日常の観察活動・休み時間の様子の観察
 - ・ 持ち物や衣服等の状況、日記等の記載状況（担任）
 - ・ 登下校の様子（全職員、スクールガードリーダー、見守り隊からの情報収集）
 - ・ 休み時間の様子（全職員）
- 相談活動や各種懇談
 - < 児童 > ・ 教育相談週間
 - < 保護者 > ・ 期末面談 ・ 教育相談（随時）
- アンケートや学校評価の実施
 - ・ 心の日振り返りアンケートにいじめ有無の項目を入れる。
 - ・ 家庭による学校評価
- 学校以外の主ないじめ相談窓口の案内
 - < 相談窓口 > 盛岡市教育相談室 子ども教育相談 019-651-7830
 - 盛岡教育事務所 ふれあい電話相談 019-629-6744
 - 岩手県教育委員会学校教育室 いじめ相談電話 019-623-7830
 - [（メール相談アドレス \[freai@pref.iwate.jp\]\(mailto:freai@pref.iwate.jp\)）](mailto:freai@pref.iwate.jp)
 - 岩手県立総合教育センターふれあい電話 0198-27-2331
 - 盛岡地方法務局 子どもの人権ホットライン 0120-007-110

(3) いじめに対する対処

- いじめ（疑われる場合も含む）を発見した場合の対処
 - < いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせること >
 - < 迅速な初期対応を心がけること >
 - ① 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事及び該当学級担任に速やかに報告
 - ② 生徒指導特別委員会の招集・・・事実関係の把握と被害児童の保護
 - ③ いじめを確認した場合
 - ・ 生徒指導特別委員会で今後の方向性を確認
 - ・ 被害児童への支援と保護者への報告
 - ・ 加害児童への指導と保護者への報告
 - ・ 学級会や全校集会等による集団への働きかけ
 - ※ いじめの内容によっては、教育委員会に報告、相談する。
- いじめられた児童と保護者への対応
 - ・ 秘密を守ること、複数の職員で対応すること、児童の安全を確保することを伝える。
 - ・ いじめた児童に対して確実に指導することを伝える。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の援助を受けられるようにする。
- いじめた児童と保護者への対応
 - ・ いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で臨む。
 - ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ 児童に孤立感や疎外感を与えない配慮をする。
 - ・ 保護者への正確な事実関係といじめられた児童の心情を伝え、よりよい解決を図るために一緒に考え、助言する。

3 いじめ防止の組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 目的

本委員会は、いじめの未然防止対策のために設置し、必要な措置を実効的に行う。

イ 開催時期

職員会議の際に定期的開催するほか、状況に応じて臨時で招集する。

(2) 構成

職員会議に参加する教職員を構成メンバーとする。

4 いじめ防止をするための年間計画

※新型コロナウイルス感染防止の対応による変更の可能性があります。(下線部)

	学校の取組	人間関係づくりのための 児童の活動	保護者、地域との連携
4月	○いじめ防止対策委員会（基本方針の確認と情報交換） ○学習規律や中野の子のくらしの指導 ○ <u>授業参観</u>	○学級開き、学年・学級目標作り ○1年生歓迎週間	○校報配布 ○ <u>授業参観</u> ○ <u>学級懇談会（情報交換）</u>
5月	○いじめ防止対策委員会（情報交換） ○情報モラルアンケート		
6月	○いじめ防止対策委員会（情報交換） ○こころの日のアンケート①、学級講話 ○「情報モラル教育」（学級活動、総合）	○ <u>JRC登録式</u>	○校報配布（情報モラルアンケート結果）
7月	○いじめ防止対策委員会（情報交換）		○期末面談（情報交換） ○校報配布
8月	○いじめ防止対策委員会（情報交換）		
9月	○いじめ防止対策委員会（情報交換） ○こころの日のアンケート②、学級講話	○ <u>たてわり班活動</u> ○ <u>林間学校</u> ○ <u>修学旅行</u>	○校報配布
10月	○いじめ防止対策委員会（情報交換）	○ <u>たてわり班活動</u> ○ <u>学習発表会</u>	
11月	○いじめ防止対策委員会（情報交換） ○ <u>授業参観「道徳科」授業</u> ○いじめアンケート、全員面談	○ <u>たてわり班活動</u>	○ <u>授業参観（道徳科）</u> ○ <u>学級懇談会（情報交換）</u> ○いじめアンケート

12月	○いじめ防止対策委員会（情報交換）	○ <u>たてわり班活動</u>	○学校評価アンケート ○期末面談（情報交換）
1月	○いじめ防止対策委員会（情報交換）	○ <u>たてわり班活動</u>	○校報配布
2月	○いじめ防止対策委員会（情報交換） ○こころの日のアンケート③， 学級講話	○ <u>たてわり班活動</u> ○ <u>児童総会</u> ○ <u>6年生を送る会</u>	○ <u>授業参観</u> ○ <u>学級懇談会（情報交換）</u>
3月	○いじめ防止対策委員会（情報交換とまとめ）	○学級のまとめ	○校報配布
定期的	○心を通い合わせるあいさつの指導 ○正しい言葉づかいの指導 ○思いやりを育む道徳授業 ○集団をつなぐ特別活動の指導 ○全校集会での校長講話	○委員会活動，クラブ活動 ○学年集会 ○当番活動，係活動 ○あいさつ運動	○面談，電話など（情報交換） ○登下校見守り

5 重大事態の対処

（1）重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

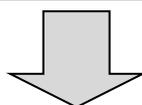
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※なお，児童生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

(2) 対応 (学校を調査主体とした場合)

重大事態発生

<重大事態例>

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 (年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合)



盛岡市教育委員会へ報告



生徒指導特別委員会の実施

構成メンバー

校長 副校長 主幹教諭 生徒指導主事 教育相談担当 養護教諭
学年主任 担任 (担任外が加わることもある。)

※状況に応じて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しないもの(第三者等)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



被害児童及び保護者に対する調査方針等の説明



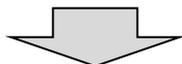
調査の実施

- 聞き取り ○アンケート
- 児童及びその保護者に対して配慮と説明を行う。



いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- 調査によって明らかになった事実関係を説明する。
- 個人情報に十分な配慮をして説明をする。
- 保護者の要望を聞き取り、再調査及び分析等を必要に応じて行った上で情報提供をする。



市教育委員会への調査結果の報告

- いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見を添えて報告する。

調査結果を踏まえた必要な措置